市立宇和島病院業務継続計画策定支援業務
仕　　様　　書

令 和 元 年 7 月

市 立 宇 和 島 病 院

第１章　総則

（適用範囲）

第１条　本仕様書は、市立宇和島病院（以下「甲」という。）が実施する「市立宇和島病院業務継続計画策定支援業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

（業務の目的）

第２条　本業務は、近い将来発生が予想されている南海トラフ巨大地震などの大規模地震が発生し、甲自らが被災することで物的人的資源が制約される状況下においても機能の停止・低下を最小限に抑え、優先して遂行する業務とその業務継続に必要な資源の準備・確保や対応方針を定めた業務継続計画を策定するため包括的な支援を行うものである。

（履行期間）

第３条　本業務の履行期間は、契約日の翌日より令和２年６月３０日までとする。

（管理技術者等）

第４条　乙は、本業務の実施にあたっては、病院における業務継続計画の策定もしくはこれに類する業務の実務実績を有する管理技術者を配置しなければならない。また、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する担当技術者を配置しなければならない。

（提出書類）

第５条　乙は、本業務の着手にあたっては、次に掲げる書類を提出し甲の承認を受けなければならない。また、提出した書類を変更しようとするときも同様とする。

（１）着手届
（２）業務計画書
（３）業務工程表
（４）管理技術者通知書
（５）その他甲が指示するもの

（関係官公署との折衝）

第６条　本業務の遂行のために関係官公署との折衝が必要な場合は、甲乙協議のうえ対応するものとする。

（関係官公署への手続き）

第７条　本業務の実施のために必要な関係官公署に対する諸手続きは、乙が行うものとする。また、これに要する経費は乙の負担とする。

（資料の貸与）

第８条　甲は、本業務を実施するうえで必要な資料を乙に貸与するものとする。乙は、貸与

された資料について責任をもって保管し、汚損等を生じさせないよう留意するものとし、不要となった場合は速やかにこれを返却するものとする。

（秘密の保持）
第９条　乙は、業務上知り得た情報について、甲の承諾を得ず他へ公表してはならない。また、個人情報保護法に定められた事業者の義務等を遵守し、本業務で使用する各種貸与資料・データに含まれる個人情報の取り扱いについては、十分に注意するものとする。

（再委託の制限）
第１０条　乙は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲及びその必要性並びに契約金額等を記載した書面を甲に提出し、承諾を得た場合はこの限りではない。

（検査）
第１１条　乙は、業務完了時に管理技術者立会いのうえ甲の検査を受けるものとし、検査の合格をもって本業務が完了したものとする。

（成果品の瑕疵）
第１２条　完了検査後に、乙の過失または粗漏に起因する不良箇所が発見された場合は、乙の責任において訂正等を行うものとする。

（成果品の帰属）
第１３条　本業務において，作成した成果品及びこれに付随する資料はすべて甲に帰属するものとし、甲は乙の許可なくして使用してはならない。

（損害の賠償）
第１４条　本業務の実施にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲または第三者に損害を与えたときは乙が賠償の責任を負う。この場合、乙は甲にその内容および処置について速やかに甲に報告しなければならない。

（疑義の解決）
第１５条　本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、甲乙の協議によって解決するものとする。

第２章　業務内容

（資料の収集及び整理）
第１６条　乙は、本業務の履行にあたり必要となる各種資料の収集および整理を行う。なお、各種資料とは次の各号を想定している。

（１）愛媛県地域防災計画
（２）宇和島市地域防災計画
（３）市立宇和島病院災害対策マニュアル
（４）愛媛県医療救護活動要領
（５）宇和島市医療救護活動要領
（６）その他甲が指定するもの

（業務計画の立案）
第１７条　本業務の目的及び作業内容について十分把握したうえで、実施方針、検討条件・方法、工程、実施体制等を整理し、業務計画書を作成する。

（被災シナリオの作成）
第１８条　本計画の対象事象は、宇和島市地域防災計画に設定されている南海トラフ巨大地震などの大規模地震とし、四国西南部救急医療圏内における被害想定を検討する。また、当院の被害については、別途被害想定を検討し災害時の状況を作成する。

（基本方針の設定）
第１９条　被害想定を踏まえ、当院が期待されている地域災害拠点病院としての役割や社会的責任を踏まえ、災害対応の基本方針を設定する。

（現状における課題分析）
第２０条　整理した非常時優先業務について、その目標時間との関係から継続目標達成のための所要人員数および職員参集予測から人員過不足等の定量的分析を行う。また、施設、設備、物品（調達、物流を含む。）および情報伝達手段について整理を行い、非常時優先業務の遂行の観点から問題点・課題をとりまとめる。

（業務継続目標の設定）
第２１条　基本方針に基づき、初動期、急性期、亜急性期を対象期間（発災後３ヵ月間程度）とし、特に優先して継続、再開または復旧すべき非常時優先業務を整理するとともに、通常業務の再開あるいは復旧完了の目標時間を時系列で設定する。

（対策計画の立案）
第２２条　現状における課題に対して、災害発生前の事前対策と発生後の対応方策の観点から対策計画を立案する。また、非常時優先業務の重要度等を考慮して対策計画の優先度を設定する。

（行動計画の取りまとめ）
第２３条　職員に対してヒアリング等を実施し、時系列で各部署の行動計画を取りまとめる。なお、ＤＭＡＴ等想定しうる範囲で受援を含めたものとすること。

（マネジメント体制の構築）
第２４条　業務継続計画の実効性を高めるため、職員の教育・訓練計画について検討し、具体的なメニューを整理する。また、業務継続計画自体の進捗管理・更新計画について検討するとともに担当組織・管理体制を定め、災害対応力向上のためのＰＤＣＡサイクル構築を行う。

（業務継続計画の取りまとめ）
第２５条　第１８条から第２４条の成果を踏まえ、業務継続計画案を作成し、院内検討会に諮った上で適宜修正加筆等を行い、市立宇和島病院業務継続計画として取りまとめる。また、市民や関係者等の説明を目的とした概要版を作成する。

（報告書の作成）
第２６条　本業務における検討条件・内容、検討結果、関連資料等を整理し、業務報告書として取りまとめる。

第３章　打合せ協議等

（事務打合せ協議）
第２７条　事務打合せ協議は、業務着手時、中間（２回を想定）、成果品納入時に行うことを原則とし、事務打合せ協議を行うときは、乙は協議用の資料を作成するものとする。

（院内検討会の支援）
第２８条　業務継続計画策定にあたり、甲は院内検討会（３回を想定）を開催するものとし、乙は各会議配付資料の作成、会議への出席、資料の説明、検討結果の取りまとめを行う。

（業務計画説明会）
第２９条　乙は、業務計画書を提出したときは、院内検討会において業務計画等の説明をするものとする。

（議事録の作成）
第３０条　乙は、事務打合せ協議等の議事録を２部作成し甲の承認を得るものとする。なお、議事録は甲乙各１部を保管する。

（進捗状況の報告等）
第３１条　乙は、業務期間中、甲との緊密な連絡を保ち作業するとともに、工程毎及び定期的に進捗状況の報告を甲に行うものとする。

第４章　成果品

（成果品）

第３２条　本業務の成果品および数量は次のとおりとする。

（１）業務報告書　２部

（２）市立宇和島病院業務継続計画（概要版）

（３）上記の電子データ一式

（電子データの作成・提出）

第３３条　電子データは、原則としてＭｉｃｒｏｓｏｆｔ　Ｏｆｆｉｃｅ形式とする。ただし、乙が他形式のデータを貼付して作成した場合は、その基データを甲が改変可能な形式で提出するものとする。

（成果品の管理）

第３４条　成果品の引渡し後にあっても、成果品の管理について乙が管理することが望ましいものがあるときは、甲乙協議して定めるものとする。

（納入場所）

第３５条　本業務の成果品の納入場所は市立宇和島病院総務管理課とする。